



法定外 福利厚生



法人承認クラブ活動

所定の手続きで申請し許可を得られれば
クラブ活動が認められます。

※申請のない非公認の活動は構成してはならない。

認定期間は2年度を上限
期限毎に更新手続き



クラブ構成

代表者1名(正規職員3年6ヶ月以上の者)、出納職員1名(正規職員2年以上の者)を選任し申請日における職員総数の3%以上(小数点以下切り上げ換算)の部員構成かつ各事業部が所属しなければならない。

クラブ活動

クラブ活動は、1年間100時間以上、2年間通算240時間以上の活動実態が必要で、活動報告を2ヶ月に一度(偶数月10日までに2か月分)法人本部に書面(写真添付)を以って報告しなければならない。また活動報告書に出納職員の作成する出納簿を添付しなければならない。



法人部活動運営費用 10,000円/月

(法人部活動運営費用)

第33条

申請に基づき法人が認めた部活動に対して各部活動の活動規約を基に月10,000円程度の運営費用を法人が負担する。

ただし法人本部へ部活毎の運営出納帳および活動報告書の提出を義務とする。



職員部活動費用 1人1,300円/月

(職員部活動費用)

第34条

前述の運営する法人部活動に関して、登録部員一人につきその活動費用を法人が負担する。ただし、1人1,300円/月額上限とする。

(週一回程度の活動) その算定根拠は活動単価を一律300円と定め、年間52回の活動/12ヵ月とする。



法人承認クラブ活動規定

○適用○

第3条

この規程は、就業規則第2条第1号に定める正規の職員に適用する。

② この規程及び準ずる細則等において、同等とみなされる支給やその他支給金等原則として同等と判断したもののへの重複した支出はしない。

③ 支出した後に疑義や不正が発覚する事実が発見された場合、または支出が不適切であったと判断した場合は、法人は支出した費用の返還を当該職員に求めることがある。

④ 本規程に定めるものは原則として事務費における福利厚生費またはそれに類する支出とする。ただし、所得税の非課税を約束するものではなく関係法令改訂や税務通達及び解釈により一時所得とみなし所得税の課税対象となった場合は、法人及び個人は納税しなければならない。



総務課

問い合わせ

西海市大島町 1876-59

0959-34-2288

総務課 矢野・小宮・岩田